

狛江市規程第 10 号

狛江市行政資料取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 4 月 23 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市行政資料取扱規程の一部を改正する規程

令和8年4月23日
規程第10号

狛江市行政資料取扱規程（令和5年規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(歴史的価値がある行政資料の取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>歴史的価値のある行政資料については、目録を整備及び公開し、市民の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の行政資料の公開は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。ただし、これにより難いときは、狛江市情報提供の推進に関する規則第3条第2項ただし書及び第3項の規定による方法により行うものとする。</u></p>	<p>(歴史的価値がある行政資料の取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

付 則

この規程は、公布の日から施行する。